

18. (Gno.61) 生命倫理と法

代表：只木 誠

2011 年度（開始）

【研究の目的】

比較法的な見地から、終末期医療、安楽死、胚の保護、患者の承諾等の問題を取り上げて、法制度、医療制度・環境などの面から、ドイツとわが国との現状の比較、検討の作業を行い、これを通して、生命倫理と法の問題について考察する。

【研究活動及び成果】

総括

本共同研究グループにおいては、日本とドイツの「生命倫理」と「法」にまつわる立法状況、現状、諸問題について、比較法的に考察・検討することをテーマとしているところ、2024（令和 6）年度は、グループ所属の各メンバーにおいては、それぞれの課題に特化した研究活動を行った。そのなか、グループの活動としては、2024 年 10 月 9 日にゲッティンゲン大学のフォルカー・リップ教授により「Ehegattennotvertretung – überfällig oder überflüssig?」と題して本学茗荷谷キャンパスで行われた講演では、2023 年 1 月 1 日の成年後見法改正により法的世話制度と事前配慮代理権制度の改正により、成年後見の第三の新たな担い手として配偶者または登録済みの生活パートナーとの相互代理権が健康に関する緊急の場面で認められるに至ったドイツにおける現況について紹介がなされたが、その内容は、わが国での同分野の研究、議論に対しても今後大いに参考となるものであった。本講演については、研究グループメンバー後期課程大学院生の宋健氏と趙思訥氏の共訳による翻訳稿が『比較法雑誌』上（59 巻 2 号）に掲載の予定である。

また、同年 12 月 13 日には、昨年度の第 1 回に続いて第 2 回のドイツ研究者陣との刑法会議（オンライン）が開催され、生命倫理と法の問題にかかる現代的課題を中心に、共同研究 G No.97「理論刑法学の現状」に共通する関心テーマも取り上げての討議がなされたが、この企画は日独の研究者の関心を広く集めるものとなった。本会儀の報告書は、追って比較法研究所において、また、ほぼ時期を同じくしてドイツにおいても刊行の予定となっている。

なお、研究関連の資料の収集・整理作業については、リサーチ・アシスタントがこれを担当している。

学術雑誌

研究グループの所属メンバーにおいては、各自の研究の成果として、原稿、翻訳稿につき、比較法雑誌等において公表、またはこれを予定し、準備を進めているところである。